

公共事業再評価調書(再評価)

所管課： 道路街路課

1 事業概要 (整備目的)	事業名：一般国道507号八重瀬道路道路改築事業					
	事業種別：一般国道改築事業		事業主体：沖縄県		当初事業期間：H20～H33	
	事業箇所：八重瀬町		根拠法令：道路法		変更事業期間：H20～H36	
	総事業費(百万円)：(11,100) 16,188		費用内訳：補助 9/10		事業量：L=4.19Km W=30.0m、26.5m	
	当該事業は八重瀬町東風平から具志頭間の延長約4.2kmについて、4車線拡幅整備を行う道路改築事業である。現道は幅員狭小で慢性的な渋滞が発生し、通勤通学や産業経済活動に大きな支障をきたしている。当該事業区間を4車線拡幅整備することで、慢性的な渋滞の緩和、地域の安心・安全の向上を図るとともに、国道507号津嘉山バイパス、国道331号と連結して、南部地域における南北の脆弱な幹線道路ネットワークを強化し、地場産業や観光産業等の活性化を支援するものである。					
2 再評価 該当項目	<input checked="" type="checkbox"/> ① 事業採択後10年間を経過 <input type="checkbox"/> ② 事業採択後5年間を経過して未着手 <input type="checkbox"/> ③ 再評価後一定期間(5年)を経過 <input type="checkbox"/> ④ 事業の中止 <input type="checkbox"/> ⑤ その他()					
3 再評価に至った主な要因 (具体的理由)	<input checked="" type="checkbox"/> ① 用地取得の困難 <input type="checkbox"/> ② 調査・設計の困難 <input type="checkbox"/> ③ 事業の拡大 <input type="checkbox"/> ④ 予算の確保 <input type="checkbox"/> ⑤ 手続き・法令の問題 <input type="checkbox"/> ⑥ 他事業との関係 <input type="checkbox"/> ⑦ 整備効果の問題 <input type="checkbox"/> ⑧ 当初計画が長期間 <input type="checkbox"/> ⑨ その他() ・単価不満のため、用地の取得に時間を要している区間があり、工事が遅れている。 ・補償費の算定に時間を要する物件がある。					
4 事業の 進捗状況 (H29.3時点)	項目	事業費(百万円)	整備(km)	用地取得(千㎡)	用地取得(筆数)	
	計画	16,188	4.19	73.8	412	
	実施済	6,374	0.20	40.4	199	
	率	39%	5%	55%	48%	
5 事業効果の 評価指標 (検討年50年) (基準年H29) (単位:百万円)	① 走行時間短縮	51,116		① 事業費	15,157	
	② 走行経費低減	2,900		② 維持管理費	550	
	③ 交通事故減少	-1,550				
	総便益	52,466		総費用	15,707	
	基準年換算(B)	17,858		基準年換算(C)	15,423	
	費用便益比 (B/C) = 17,858 / 15,423 = 1.16					
6 事業を巡る 状況の変化	① 社会・経済： 国道507号津嘉山バイパスの供用開始(平成26年4月)に伴い、国道329号那覇東バイパスから東風平交差点手前まで4車線化され、沿線のマンション建設、商業施設の進出が相次ぎ、伊覇土地区画整理事業地内には八重瀬町役場の新庁舎が建設(平成28年1月)され、当該事業箇所周辺の市街地化が著しい。 また、旧八重瀬町役場(具志頭庁舎)跡地には、観光拠点施設(南の駅やえせ)が平成29年4月に開業した。 ② 地元・自治体： 平成27年に八重瀬町より国土交通大臣へ、早期整備について要請がある。また、県と南部市町村との行政懇談会において、継続して早期整備の要望がある。 ③ 利害関係者： 一部に単価不満があり用地交渉が難航している。					
7 事業の必要性・効率性	① 事業の必要性・緊急性・有効性など： 国道507号は、沖縄本島南部地域の中央部を南北に縦貫する幹線道路である。当該事業区間は、国道507号津嘉山バイパスと一体となって整備される事で、本島南部地域の主要観光施設までのアクセス向上、県内有数の農畜産物の生産高を誇る八重瀬町から消費地までの流通経路の向上などが期待される。また、現道が幅員狭小で慢性的な渋滞が発生しており、通勤通学や産業経済活動に大きな支障をきたしていることから、4車線拡幅整備することで交通の円滑化を図る必要がある。 ② 事業の効率性(代替案等の可能性やコスト縮減)： 事業効果の早期発現が期待できる東風平交差点側から優先的に整備を進めており、一部用地交渉が難航(単価不満)している地権者がいるが、任意交渉と並行し土地収用法に基づく取得も視野に入れている。よって、現計画の推進を図ることが効率的である。 ③ 事業効果の発現状況： 整備済み区間が未供用であり、十分な効果は発現していないが、事業効果の発現が高いと考える東風平交差点側から優先的に整備を行っている。					
8 今後の対応・見直し	① 事業計画等： 用地取得を速やかに完了させるため、民間コンサルタントの活用、難航箇所については土地収用法に基づく取得も視野に入れ、予定の事業期間での完了を目指す。 ② 対住民関係： 現状、当該事業への反対者はいない。 ③ 執行体制等： 現体制で執行していくとともに、権利者多数等の用地補償案件については民間コンサルタントの活用も行う。					
9 対応方針	<input checked="" type="checkbox"/> ① 事業継続(現計画) <input type="checkbox"/> ② 事業継続(見直し) <input type="checkbox"/> ③ 事業の中止					